

## 【第1回横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定委員会 会議録】

- ・ 議 題：1 委員長の選任について  
2 会議の公開について  
3 施設の概要について  
4 募集要項、業務の基準について  
5 選定基準、応募書類（様式）について
- ・ 日 時：平成17年8月8日（月）午後1時30分～3時15分
- ・ 場 所：関内駅前第一ビル 202特別会議室
- ・ 出席者：杉内委員、鈴木委員、田中委員、沼尾委員、平井委員、八島委員、山口委員
- ・ 欠席者：なし
- ・ 開催形態：公開 傍聴者4名
- ・ 決定事項：
  - ・ 鈴木委員を委員長に選任する。
  - ・ 会議は、ヒアリングを除き、第2回、第3回の委員会は非公開とする。
  - ・ 募集要項・業務の基準は、委員会で出た意見に基づいて、委員長と調整の上修正を行う。
  - ・ 選定基準・応募書類（様式）は、委員会で出た意見を検討し、委員長と調整の上決定する。

### 議 題

- ・ 議題に入る前に、委員の紹介（資料1）、委員の委嘱、横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定委員会要綱の説明（資料2）、スケジュール（資料1）について説明を行う。

#### 1 委員長の選任について

事務局から選定委員会要綱第3条第3項の規定について説明行う。

委員長は鈴木委員が選任された。

#### 2 会議の公開について

（事務局説明）

横浜市における審議会等の会議の公開について以下のように説明を行う。

横浜市においては、情報公開の観点から、審査会等の会議については公開を原則としており、本委員会についても会議の傍聴や会議録の公開を実施することになっている。

ただし、委員会における応募者選考の場面については、活発な意見交換が行われるよう配慮し、応募者へのヒアリングを除き、非公開とした例がある。

本委員会においては、第2回と第3回の委員会で応募者の選考を行う予定になっており、ヒアリングのみを公開とし、それ以外は非公開としたいと考えている。  
(委員意見) なし

|                              |
|------------------------------|
| ヒアリングを除き、第2回、第3回の委員会は非公開とする。 |
|------------------------------|

### 3 施設の概要について

事務局より条例・規則（資料3）、収支決算書（資料4）に基づき施設の概要について説明を行う。

(委員質問・意見)

- ・横浜市障害者スポーツ文化センター条例（資料3）別表（第10条第2項）備考1には「「1日」とは、午前9時30分から午後9時までをいう」とあるが、横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則（資料4）第3条には「センターの開館時間は午前9時30分から午後9時30分までとする。」とあり、なぜ違うのか。（沼尾委員）
- ・横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則（資料4）第3条には「・・・休日における開館時間は午前9時30分から午後5時30分までとする。」となっている。料金は、条例（資料3）別表の「1日」の料金になるのか。休日が連なるときも、午後5時30分までしか開館しないのか。（田中委員）
- ・条例（資料3）第2条の「障害者」の定義の中に精神障害者が入っていないが、料金とも密接に関わるので入れた方がよいのではないか。（田中委員）

(事務局説明)

- ・条例の別表の備考にある「1日」とは利用者が施設を利用できる時間のことをいい、条例施行規則にある開館時間は利用者が着替え等を行うことを考え、30分長くなっている。
- ・現在細かい料金の設定は、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール管理運営規則で決めている。休日の料金については、「午前」「午後」の料金の合計額となり、条例別表の「1日」とは異なる料金になっている。今回応募者に提案してもらおうと考えている。

- ・現在の条例では、休日が連なるときも、開館時間は午後5時30分までである。
- ・条例（資料3）第2条の「障害者」の定義の中に精神障害者が入っていないが、精神障害者についても条例第2条第3項「その他市長が前2号に準ずると認められた者」として、障害者料金で使用している。今後、条例の規定を現状に合わせることを含め検討していきたい。

### 3 「募集要項」「業務の基準」について

「募集要項」（資料5）、「業務の基準」（資料6）について、事務局から説明を行う。

#### （委員質問・意見）

- ・現在横浜ラポール運営委員会がある。その記述がどこにもないが、指定管理者制度導入後は運営委員会を設置する予定があるか。（八島委員）
- ・「業務の基準」（資料6）10頁の(4)プール水質管理業務の中に「ウ 週に2回以上フローアをプールサイドにあげ清掃を行うこと」とあるが、フローアの下にはゴミがたまることもあり、回数が非常に少ないと思う。  
また、「ア 室内、プール水、採暖室の温度を測定し、管理を行うこと。水温は31℃・・・」とあるが、31℃ではパラリンピック等に出場する競技者にとっては熱いと思う。（杉内委員）
- ・競技者にとっては、水温が31℃だと熱いかもしれないが、多くの重度障害の方にとっては、適温である。どういった方が「横浜ラポール」を使うかを考えて水温等は設定すべきである。（田中委員）
- ・横浜ラポールは様々な人が利用するので、競技者に特化するべきではない。（鈴木委員長）
- ・現在、午後0時から1時及び午後5時から6時は休み時間となっているが、利用者の多くから営業して欲しいという意見が上がっている。今の状態は時代に逆行しているし、利用する方の立場に立って考えるべきである。（沼尾委員）
- ・「募集要項」（資料5）8頁(3)留意事項に「ア 接触の禁止」とあるが、運営委員会のメンバーについては利害関係者でないという判断なのか。そうであれば、募集要項に明記した方が良いのではないか。（田中委員）

#### （事務局説明）

- ・運営委員会については、指定管理者制度導入後も設置すると考えており、業務の基準にその旨を記載する。
- ・「業務の基準」（資料6）10頁の(4)プール水質管理業務 「ウ 週に2回フローアをプールサイドにあげ清掃を行うこと」の回数については、再度確認をした上で、最低限指定管理者が行わなければならない回数を入れる。

- ・プール水温については、現在まで利用している方から様々な意見を頂いた上で設定した温度である。
- ・現在休み時間をとっているが、指定管理者制度導入にあたって、応募者から利用時間、料金について提案してもらおうと考えている。
- ・法人の理事・評議員は利害関係者であると考え、選定委員のメンバーには入れていない。運営委員会の委員については、運営委員会が利用者の意見を聞くための委員会であることから、利害関係者とは考えていない。

(修正点)

- ・運営委員会の設置について業務の基準に明記する。
- ・「業務の基準」(資料6) 10頁の(4)プール水質管理業務のウについては、回数を再度確認する。

募集要項・業務の基準は、委員会で出た意見に基づいて、委員長と調整の上修正を行う。

## 5 「選定基準」「応募書類(様式)」について

事務局より「選定基準」(資料7)、「応募書類(様式)」(資料8)について説明を行う。

(委員質問・意見)

- ・指定管理者制度の目的は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスを向上することと経費削減である。この2本の柱のうち経費削減の点について、選定基準での点数の配分が1/10以下というのは少ないのではないかと。1/3又は1/2ぐらいあっても良いのではないかと。(山口委員)
- ・評価をする際、利用者サービスの向上の視点を委員に強く持ってほしい。(沼尾委員)
- ・1法人のみから応募があった場合は、採点上のボーダーラインを設けたらどうか。(田中委員)
- ・ボーダーラインを設けるのではなく、よりよいサービスになるように改善点を委員会でまとめ提案するという方法もある。(鈴木委員長)

(事務局説明)

- ・経費削減という視点は非常に重要であるが、福祉サービスは、経費削減が、サービスの水準が下がることに繋がりやすい。局内の他施設も経費削減に対する配分の割合は1/10程度であり、他施設に合わせたいと考えている。

- ・ボーダーラインの設定については、必要性を含めて検討する。

選定基準・応募書類（様式）は、委員会で出た意見を検討し、委員長と調整の上決定する。

## 6 その他

### ○今後の委員会のスケジュール

第2回選定委員会 平成17年10月28日（金）13:30~16:30

第3回選定委員会 平成17年11月18日（金）13:30~16:30

なお、1法人のみの応募の場合は、第2回選定委員会でヒアリングと選考を行い、第3回選定委員会は行わない。

### ○会議録について

会議録は、事務局で作成し、委員2名に確認をして頂き確定したものをホームページで公開する。